

参加者同意取得の取扱検討

- 個人情報 は 目的外使用 と 外部提供 は できない
- 例外規定 「本人の同意があるとき(別紙1)」「黙示の同意手法(別紙2)」「法令の定めるとき(別紙3)」について検討
- 2月に実施をする運用テスト時においては、テスト参加者から書面による「本人の同意」を取得
- 本事業は、法の趣旨に合致した内容ではあるが、外部提供や本事業の意義を文書によって市民に十分理解いただいたうえで実施すべきであることから「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に則り黙示の同意による手法としたい。笠間市地域クラウド協議会からも黙示の同意手法を十分検討すべきとの意見あり
- 黙示の同意手法は、同意を得たと認められないとする場合には、個人情報の目的外使用と外部提供に関する規定を盛り込んだ条例を制定し「法令の定めるとき」により目的外使用と外部提供に対応
- 個人情報保護法の付帯決議や12月に公表された個人情報保護法の改正方針などを注視しながら対応

別紙1 文書により同意取得

分類	主旨	必要な措置・課題等	メリット	デメリット(問題点)	備考
1. 市から事業者への提供について、文書により同意を取る	個人情報の提供については本人の同意が必要なので(「笠間市個人情報保護条例」第9条第1項)、対象者全員の同意を取得する	介護保険等の申請時に、市の窓口において本人の同意を取得する。 【同意取得方法】 1)当クラウドシステムに個人情報を掲載すること、利用目的、介護・医療事業者に提供する旨等を申請書に予め記載する(紙面のスペースによっては別紙になることもあり得る) 2)申請書には、“上記にご同意いただければ申請書にご記入下さい”という趣旨を記載しておく。	「笠間市個人情報保護条例」に基づく手順であるため、法的な問題は無い。	・市の窓口における業務量増大(問合せ対応を含め)。 ・明示事項を読むのを面倒がる市民も多いのではないか。 ・読まないで、同意した覚えはないというクレームの発生。 →詳細の別紙配布も必要か？	

別紙2 黙示の同意について

分類	主旨	必要な措置・課題等	メリット	デメリット(問題点)	備考
2.市から事業者への提供について、黙示の同意により同意を取る	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に定める「包括同意」により同意を取る	・必要事項を盛り込んだ文書を市内各戸に送付する。 ・上記の内容を市のホームページに掲載する。 ・市役所窓口及び事業所に上記内容のポスターを掲示する。 必要事項 1)第三者提供を利用目的とすること 2)第三者提供される個人データの項目 3)第三者への提供の手段又は方法 4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者提供を停止すること	・市及び市民双方にとって煩雑さから解放され、合理的な方法である ・送付文書によって当クラウドシステムの意義については市民は十分理解できる。	・「個人情報保護法」第23条は、民間事業者を対象とする規定であり、市が適用するには条例化が必要(「笠間市個人情報保護条例」第9条の改正または、介護健診ネットワーク条例の制定)	

別紙3 法令に基づくことなので、同意を取得しない

分類	主旨	必要な措置・課題等	メリット	デメリット(問題点)	備考
3.法令に基づくことなので、同意を取る必要がない	「笠間市個人情報保護条例」第9条第2項の(2)“法令に定める場合”であるため、同意を得ずに第三者提供できる。	・「介護保険法」第5条第3項：国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防……のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。 - その他 ・「日本国憲法」第25条 ・「地方自治法」第1条の2 ・「医師法」第1条 ・「医療法」第1条の2第1項	当クラウドシステム事業は、市民の健康維持・増進に寄与するものであり、法令に基づく市の責務をより高いレベルで全うするために必要な事業であるとの説明を行うことで、市民の理解は得られるか。ただし、文書送付やホームページ等で広報活動を十分行うことが望ましい。	・当クラウドシステムと法令との直接的な関連は薄いと言わざるを得ない。 ・市民からのクレームが予想される？ ・介護健診ネットワーク条例の制定により法令等に基づくものとして対応。	